

主治医殿

学校感染症証明書記入について（依頼）

本校生徒より、「学校保健安全法施行規則第 18 条」で定めるところによる学校感染症の申し出がありました。お手数ですが以下の証明書にご記入くださいますようお願い申し上げます。

聖学院中学校高等学校 校長

学校感染症の種類と出席停止の期間（施行規則第 18・19 条）平成 24 年（2012 年）4 月 1 日改正

	感染症名	出席停止期間の基準
第一種感染症	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ熱、ラッサ熱、ポリオ、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(SARS)、鳥インフルエンザ(H5N1)、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症	完全に治癒するまで
第二種感染症	インフルエンザ	発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 2 日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまでまたは 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が完了するまで
	麻疹(はしか)	解熱した後 3 日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風疹(3 日はしか)	発疹が消失するまで
	水痘(みずぼうそう)	全ての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後 2 日を経過するまで
	結核、髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
第三種感染症	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症(O-157)、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎その他の感染症(※)	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

(※) その他の感染症について、不明な場合は事務室・保健室へお問い合わせください TEL03-3917-1121 (内線 128)

-----キリトリ-----

聖学院中学校高等学校 学校感染症証明書

中・高 _____ 年 _____ 組 _____ 番 _____ 生徒名 _____

感染症名 _____

治療期間 【自】 _____ 年 _____ 月 _____ 日 ~ 【至】 _____ 年 _____ 月 _____ 日

上記の者、感染予防上、登校しても支障がないことを証明する。 _____ 年 _____ 月 _____ 日

医療機関名 _____

医師名 _____ (印)